

富士河口湖町宿泊税 特別徴収の手引き



令和 8 年 8 月
富士河口湖町 税務課

内容

第1章 宿泊税について	4
1 宿泊税の目的と用途	4
2 課税対象となる行為・納税する人・徴収開始時期	5
3 税額	5
4 宿泊税の徴収方法	5
(1)徴収方法	5
(2)特別徴収義務者となる方	5
5 課税対象となる宿泊の判断基準	6
(1)宿泊行為について	6
(2)宿泊料金について	7
6 課税免除	10
(1)修学旅行等の宿泊を伴う学校行事	10
(2)外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	13
第2章 各種手続き	13
1 徴収開始前～申告納入までの流れ	13
2 基本の手続き	14
(1)提出書類	15
(2)提出方法	16
(3)申告納入期限	16
3 特別徴収義務者の登録事項の変更	17
4 経営の休止・再開・廃止	17
第3章 特例	18
1 申告納入期限の特例	18
第4章 申告税額の変更	21
1 納入義務の免除・還付	21
(1)納入義務の免除	21
(2)還付	21
2 更正の請求	21
(1)更正の請求とは	21

(2)請求の手続.....	22
3 調査	22
4 更正・決定.....	22
5 加算金	22
(1)過少申告加算金.....	22
(2)不申告加算金	22
(3)重加算金.....	23
6 延滞金	23
第5章 適切な申告納入のために	24
1 帳簿等の記載・保存.....	24
(1)帳簿とは	24
(2)書類とは.....	24
2 不服申立て	25
(1)審査請求の対象となる処分.....	25
(2)手続き	25
3 納税管理人	25
(1)納税管理人の申告	25
(2)納税管理人の変更等.....	26
第6章 その他	27
1 領収書等への表示	27
2 電子申告	29
3 システム改修補助金.....	30
(1)交付の目的	30
(2)交付対象者.....	30
(3)補助率及び補助金額の上限	30
(4)請求期限.....	30
4 特別徴収事業者奨励金(仮称)	30
(1)交付の目的	30
(2)交付対象者.....	30
(3)奨励金の額.....	30

5 各申告書等の記載例	31
(1) 宿泊税特別徴収義務者経営申告書	31
(2) 宿泊税納入申告書	33
(3) 宿泊税月計表	35
(4) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書	37
(5) 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書	39
(6) 宿泊税納入期限等特例承認申請書	41
5 申請書等の提出先・お問い合わせ先	43
6 広報物	43

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、まちの魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的としています。宿泊税の税収については、下記の考え方に基づいた事業に活用されます。

持続可能な観光地を形成するためには、「来訪者視点」、「事業者視点」、「地域社会視点」、「環境・文化視点」の4つの視点から観光地をマネジメントしていくことが重要であり、その際には各視点の取り組みをバランスよく掛け合わせが重要となる。



分 類	主な取り組み事例
【来訪者視点】 観光客の体験価値の向上・維持	・新規誘客イベントや既存イベントの質向上 ・観光プロモーションの強化 ・観光へのデジタル活用
【事業者視点】 持続的な観光産業の構築	・観光関連施設(観光インフラ)の整備 ・宿泊施設の高付加価値化
【地域社会視点】 観光と地域社会の共存・町民生活の向上	・観光公害(オーバーツーリズム)対策 ・二次交通の充実 ・観光防災対策
【環境・文化視点】 地域固有の価値の保全・継承	・観光資源の保全 ・景観の維持、環境保全

2 課税対象となる行為・納税する人・徴収開始時期

○課税対象となる行為(課税客体)

富士河口湖町内に所在する、旅館業の許可を受けて経営を行う施設(旅館・ホテル、簡易宿所)又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅(以降、まとめて「宿泊施設」といいます。)への宿泊料金が発生する宿泊

○納税する人(納税義務者)

課税客体となる宿泊を行った宿泊者

○徴収開始時期

富士河口湖町宿泊税条例の施行日(令和9年4月1日)

※ 施行日をまたぐ連泊の場合は施行日の宿泊分から宿泊税が課税されます。

※ 宿泊予約が施行日より前に行われていても課税の判断には影響しません。

3 税額

宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊につき200円です。

4 宿泊税の徴収方法

(1)徴収方法

富士河口湖町が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、富士河口湖町へ申告と納入をしていただくこととします。このような制度を「特別徴収」といい、実際に徴収する宿泊施設の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

この制度においては、納税義務者である宿泊者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者である宿泊事業者がその徴収すべき宿泊税を申告納入していただく必要があります。

(2)特別徴収義務者となる方

宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方(以下「宿泊事業者」といいます。)です。ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を富士河口湖町が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので富士河口湖町税務課(TEL 0555-72-1113(直通))へお問い合わせください。

※ なお、旅館業の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも課税対象となる宿泊がある場合は当該施設を経営している方が特別徴収義務者となります。



また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは下記のページを参照してください。

- 特別徴収義務者の登録・変更等 …… 14ページ
- 宿泊税の申告納入 …… 15ページ
- 帳簿等の記載・保存 …… 24ページ

5 課税対象となる宿泊の判断基準

(1) 宿泊行為について

宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準
① その施設利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ連続6時間以上の利用であるもの ※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。 <旅館業の許可が必要な宿泊とは> 以下の4項目をすべて満たすものです。 ・宿泊料を徴収している(名称は問わない) ・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など) ・反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など) ・生活の本拠ではない(使用期間が1か月未満の場合、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

(2) 宿泊料金について

宿泊税の課税対象となるかの判断においては宿泊料金が発生しているかどうかも判断材料となり、次のように分けて判断します。

宿泊料金に含まれるものの例

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料
- ・宿泊補助金や宿泊助成金、クーポン、ポイント、旅行券での精算等、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

宿泊料金に含まれないものの例

下記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料

(例1)

事前に宿泊契約をした宿泊客が午前0時を超えてからチェックインした(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった)

⇒その契約を宿泊契約として取り扱う場合は課税対象となります。

ただし、到着が日付をまたいだことによって宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

(例2)

客室を日帰りで利用した(いわゆるデイクース)

⇒日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。

ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

(例3)

休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒日をまたぐ連続6時間以上の利用(連続した延長利用を含む)があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ連続6時間以上の利用」であるかどうかで判断を行います。

(例4)

定員 5 名の部屋を 3 日間確保し(いわゆるホールドルーム)、期間中下記のような利用であった場合

	宿泊者数	料金
1日目	0人	60,000円(利用料金)
2日目	5人	60,000円(宿泊料金)
3日目	3人	60,000円(宿泊料金)

※1日目は宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱った。

⇒ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約で、かつ実際に宿泊行為がなく、その対価を宿泊料金として取り扱わなかった部分については課税対象となりません。実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ連続6時間以上の利用があった場合はその部分のみ課税対象となります。

よって上記例の宿泊税額は下記となります。

$$5名 \times 200円 + 3名 \times 200円 = 1,600円$$

(例5)

乳幼児に対して幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代のように宿泊料金が発生する場合は、宿泊税の課税対象となります。

ただし、添い寝など寝具の追加がなく、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

(例6)

ウィークリーマンション等の場合

⇒ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は課税対象となりません。

(例7)

予約がキャンセルとなった場合

⇒「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。ただし、キャンセル料金を「違約金」ではなく、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

※仮に宿泊税込みで決済して後にキャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金することが想定されますが、宿泊施設運営会社との取り決めによります。

(例8)

宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者の判断によって無料とした。

⇒宿泊施設の経営者自らのサービスによって宿泊料金が発生しないこととなるため宿泊税の課税対象となりません。

(例9)

宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを20,000円分利用した。

⇒宿泊料金はポイント利用前の20,000円となるため宿泊税は課税対象となります。
宿泊施設の経営者自らのサービス以外(宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金とします。

(例10)

- ・宿泊者が自治体主導の宿泊推進キャンペーンを利用し、宿泊料金の全額をキャンペーンのクーポンを使用した宿泊。
- ・旅行に同行しない家族によって予約、決済が完了している宿泊で、現地では現金・キャッシュレス決済含め宿泊者との金銭のやり取りが発生しない宿泊。

⇒宿泊料金が発生するものとみなし課税対象となります。宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、第三者からの支払いを宿泊料金として宿泊税の課税対象となります。

(例11)

宿泊施設の独自のキャンペーンとして行っている連泊割引を適用し、5連泊した宿泊客2名を通常料金4泊分で宿泊させた。

⇒料金が発生している4泊分が課税対象となります。 $2名 \times 4泊 \times 200円 = 1,600円$ を徴収してください。

第三者から充当・支払い等のない宿泊料金が無料になるような割引の方式の場合は、無料となる日の宿泊税は課税となりません。

6 課税免除

(1)修学旅行等の宿泊を伴う学校行事

富士河口湖町内の宿泊施設に宿泊する方のうち、次の①及び②に該当する場合は宿泊税の課税を免除します。

①対象者

次の施設に通う児童、生徒並びに引率者が対象です。ただし、該当施設が作成した「学校行事であることの証明書」に記載された人数となります。

対象施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ※学校教育法第一条で規定する学校のうち、大学を除くものを対象としています。
------	---

※引率者とは、生徒等の引率を行う学校・施設等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は免除の対象となりません。

②対象となる行事

学習指導要領等における学校行事であると認められるもので、学校・学年・施設全体として実施される行事(修学旅行、林間学校等)が対象です。そのため、部活動やクラブ活動などの合宿における宿泊行為については、課税免除の対象とはなりません。

○提出を求める資料

通常の宿泊に関する書類に加えて宿泊する幼稚園や学校などの施設の長が作成し、以下の項目が記載された「学校行事であることの証明書」の提出を求めてください。

- ・宿泊期間
- ・学校等の種類
- ・行事の種類
- ・宿泊施設名
- ・課税免除となる宿泊人数

※証明書を提出しない場合は、課税免除と取り扱うことができませんので確実に提出を求めてください。

※宿泊事業者は、受領した証明書を宿泊施設において5年間保存してください。

※上記の情報が記載されている施設長名の文書であれば様式は問いません。

※課税免除となる宿泊人数について、欠席等を理由として証明書と差がある場合は、人数の後ろに(うち○人欠席)と補記していただき、実際に宿泊した人数がわかるようにしてください。

【証明書の例】

学校行事であることの証明書

宿 泊 期 間	年 月 日() ~ 年 月 日() ()泊
学 校 等 の 種 類	☐ 幼稚園 ☐ 小学校 ☐ 中学校 ☐ 義務教育学校 ☐ 高等学校 ☐ 中等教育学校 ☐ 特別支援学校 ☐ 高等専門学校
行 事 の 種 類	☐ 修学旅行 ☐ その他の学校行事※1 ()
宿 泊 施 設 名 称	
課税免除対象の宿泊 人数(引率者※2 含む)	人
備 考	

※1 幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく学校行事で、全校又は学年単位で実施されるもの

※2 引率者とは生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

上記の宿泊は富士河口湖町宿泊税条例第 4 条第 1 項に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所 在 地
施 設 名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 氏 名

印

※この様式については、富士河口湖町ホームページからダウンロードできます。

(2)外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。

①課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

③申請の手続

宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、①の指定後、「宿泊税課税免除施設承認申請書」を、承認を受けようとする施設ごとに作成し、申請してください。

第 2 章 各種手続き

1 徴収開始前～申告納入までの流れ

【①徴収開始の前までの準備】

○富士河口湖町役場税務課に「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」の提出

・宿泊税導入前から宿泊施設を営んでいる方

……令和 9 年3月31 日まで

・新規開業の宿泊施設

……施設の経営開始日の前日まで

《特別徴収義務者の登録等》・・・ 14 ページ



【②宿泊税の徴収】

○対象となる宿泊者から宿泊税を徴収

《税額》・・・5ページ

《課税対象となる宿泊の判断基準》・・・6ページ



【③申告納付】

○宿泊者数の報告

○納入書により金融機関等で納入

・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ページ

※申告と納入は、どちらも必ず期限内に行ってください。

《申告納入期限》・・・16ページ

※宿泊施設の営業には旅館業の許可の取得や住宅宿泊事業法の届出等が必要となりますので施設ごと必要な手続きを行ってください。

2 基本の手続き

【①徴収開始の前までの準備】

「宿泊税特別徴収義務者経営申請書」を町役場税務課に提出し(郵送可)、宿泊施設において宿泊税を徴収・申告納入 する方を宿泊施設ごと(許可、届出の施設ごと)定めてください。

○宿泊税導入前から宿泊施設を営んでいる方・・・・令和9年3月31日まで

○新規開業の宿泊施設・・・・施設の経営開始日の前日まで

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者経営申告書 記入例:31ページ
②	旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面(写)
③	宿泊に係る契約書面(宿泊約款等)
④	【申告者が個人の場合のみ】 マイナンバーカード(写)又は通知カード(写)及び本人であることが確認できる書類

※実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合(施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合)は、①～④に加え、⑤～⑦の書類を添付してください。なお、申告書は実質的経営者が提出してください。

⑤	実質的経営者である旨の申立書（様式は問いません）
⑥	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等(写)
⑦	宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面(写) ※⑥の契約書面等で確認できる場合は不要

※原則として旅館業の営業許可、住宅宿泊事業の届出の施設単位で手続きしてください。

ただし、以下のどちらにも該当する施設については、まとめて提出することが可能ですので町役場税務課までご連絡ください。

ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。

イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

※共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

※特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は、備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。また、相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。(次項「特別徴収義務者の登録事項の変更」を参照してください。)

【②宿泊税の徴収】

令和9年4月1日以降の宿泊者の総数と課税免除宿泊者、課税宿泊者の数を記録し、そのうち課税宿泊者から宿泊税を徴収してください。

【③申告納入】

(1)提出書類

○宿泊税納入申告書 記入例:33ページ

各月の初日から末日までの間の課税対象となる宿泊者数と算出される税額、税額課税対象外となる宿泊者数を記入してください。

※複数の施設を経営・管理されており、まとめて申告納入を希望される場合は事前に町役場税務課までご相談ください。

○宿泊税月計表 記入例:35ページ

宿泊税納入申告書の内訳になります。各月の総宿泊者数から宿泊税の課税対象外となる宿泊者数を差し引き、課税対象となる宿泊の総数と宿泊税額を記入してください。記載事項が網羅されていれば自社システムから出力した任意の様式を使用してもかまいません。

(2)提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 富士河口湖町税務課の窓口を持参する。
- ・ 富士河口湖町税務課に郵便又は信書便で郵送する。返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- ・ eLTAXを利用した電子申告

※富士河口湖町税務課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局(郵便官署)の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

※申告すべき宿泊税額が0円の場合も毎月申告書及び月計表の提出が必要です。

※申告書は宿泊施設ごとに作成してください。

(3)申告納入期限

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに富士河口湖町税務課へ提出し、併せてその税額を納入書により町指定の金融機関等で納入してください。

例:4月1日～4月30日宿泊分の宿泊税 → 5月31日までに書類提出及び納入

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※11月中の宿泊によって発生した宿泊税の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは次の平日)です。

※経営を休止・廃止した場合(17ページ参照)は、休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、休止・廃止した日から1か月以内に申告納入してください。

○納入書について

金額の入っていない納入書を納入できる金融機関及び記載例とともに毎年3月に1年分をまとめてお送りします。

※納入書は、宿泊施設ごとに作成してください。

※宿泊期間を確認してご使用ください。

※コンビニエンスストアでの納入及びスマホアプリを利用した電子決済サービスは対応できません。

3 特別徴収義務者の登録事項の変更

宿泊税特別徴収義務者経営申告書の内容(代表者、施設名称等)に変更があった場合は、速やかに変更の申告を行ってください。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者異動申告書 記入例:37ページ
②	〔特別徴収義務者に係る変更(代表者、所在地又は住所の変更等)の場合〕 (法人の場合)履歴事項全部証明書(写) (個人の場合)住民票(写)
	〔施設に係る変更の場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書(写)又は変更の事実を確認できる書類等
	〔その他の変更〕 変更の内容が確認できる書類

※ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申告ではなく、従前の特別徴収義務者の経営の廃止及び新たな特別徴収義務者の登録の手続きが必要です。

- ・ ◆経営譲渡、相続又は贈与
- ・ ◆既に登録されている特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ ◆会社分割による別法人への業務の承継
- ・ ◆個人事業者から法人への変更
- ・ ◆法人の解散による個人事業者への変更
- ・ ◆その他上記に類する事由

4 経営の休止・再開・廃止

【休止】

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。

休止期間を定めずに経営を休止する場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。(経営休止の届出の際に休止期間を記入していただいた場合は、経営再開の届出は不要です。)

【廃止】

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

なお、休止及び廃止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、休止及び廃止の日から1月以内に申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

①	宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書 記入例:39ページ
②	〔経営を休止する場合〕 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止(停止)届(写)又は休止を確認できる書類(「休止のお知らせ」等)
	〔経営を再開する場合〕 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書(写)又は再開を確認できる書類(「再開のお知らせ」等)
	〔経営を廃止する場合〕 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止(停止)届(写)

第3章 特例

1 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例の承認を受けた場合の申告納入期限は次の年4回となります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

特例適用期間中は1枚の宿泊税納入申告書に3か月分の申告内容を記入し、3か月分の宿泊税月計表とともに提出してください。

【適用開始月の例】

・特例承認後、適用開始月を記載した「宿泊税納入期限等特例承認通知書」を送付します。

・適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

(例)承認通知書の特例適用開始欄に「令和10年7月宿泊分に係る申告から適用」と記載されている場合

6月宿泊分 ➡ 通常どおり7月末日までに申告納入

7月宿泊分 } 9月末日までに2か月分申告納入(特例) 以後 3 か月に1回
8月宿泊分 }

ア 適用要件

- ①申請書を提出した日の属する月の前12月間(以下「要件適用期間」という。)の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。
- ②過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③要件適用期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④要件適用期間において、町税に滞納がないこと。
- ⑤要件適用期間の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者経営申告書を提出していること。
- ⑥特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

イ 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を富士河口湖町税務課に提出し、申請してください。 記入例:41ページ

※ 申請後各要件の審査を行いますので特例の適用開始までには期間を要します。「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出していても、特例の適用の承認と開始月が通知されるまでは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

※ 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となりますので、毎年申請する必要はありません。

ウ 適用の承認

要件を満たす方に対して適用の決定を行い、承認通知書を送付します。特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。

エ 適用の取消し

- ・申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに取消通知書により通知します。
- ・なお、特例が取り消された場合は、「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

オ 提出方法

- ・富士河口湖町税務課の窓口を持参する。
- ・富士河口湖町税務課に郵便又は信書便で郵送する。受領の控えを希望される場合は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- ・eLTAXを利用した電子申告

【条例施行前から経営する宿泊施設に対する経過措置】

条例施行前から経営する宿泊施設については、条例施行後1年間(令和10年3月31日まで)は、要件①、③、④、⑤を次のとおり、読み替えてください。

- ①申請書の提出前3か月の納入すべき宿泊税が30万円以下であること。
⇒従って、令和9年度では、最低でも4～6月宿泊分の申告納入を済ませていただいた後申請が可能となります。その実績に基づいて特例の要件を確認し、申請が承認された場合は特例承認通知書が届きますので特例適用開始月をご確認ください。令和9年4～6月宿泊分については特例の適用はできません。
- ③申請月の前3か月において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④申請月の前12か月において、町税を滞納していないこと。
- ⑤申請書を提出する日において、当該宿泊施設の経営を開始した日の属する月の末日から1年を経過していること。

第4章 申告税額の変更

1 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

実際に宿泊者から税を受け取っていないなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、富士河口湖町税務課にお問い合わせください。

【納税義務の免除となる例】

- ・宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に町税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

2 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告納付してしまった場合に税額の修正を求め、過誤納金の返還を求める手続きです。

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。

(申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

(2)請求の手続

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記の上、富士河口湖町税務課に提出してください。帳簿等の調査に基づき、請求内容が正しいことが確認できた場合に税額の変更と過誤納金の返還処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、富士河口湖町の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。その際は、公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、申告納入すべき宿泊税とは別に次のような加算金が課されます。

(1)過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき 更正による不足税額の10%

※不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%加算されます。

(2)不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき

申告税額の15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき

決定税額の15%

- ③ ①・②の後において、更正があったとき 更正による不足税額の15%
- ④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき 申告税額の5%
- ※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円超300万円以下の金額となる部分については20%、300万円超の部分については30%の加算金が課されます。
- ※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3)重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

- ① 過少申告加算金に関するもの 過少申告加算金10%に代えて35%
- ② 不申告加算金に関するもの 不申告加算金15%に代えて40%
- ※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が発生します。

【延滞金の計算方法】

ア 納期限の翌日から1か月を経過するまで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は特別基準割合+1%となります。

※ 特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

イ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合+7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりま

せん。

- ・ ○ 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はありません。

第5章 適切な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、富士河口湖町宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則として、その電磁的記録(電子データ)をそれぞれの保存期間内で保存する必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

(1)帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。(例:総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間です。

(2)書類とは

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間です。

2 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して文書により審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- ・ ○ 税額の更正又は決定
- ・ ○ 加算金の決定
- ・ ○ 更正請求の否認
- ・ ○ 特別徴収義務者の指定・解除
- ・ ○ 納入義務免除(還付)の決定
- ・ ○ 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書を、富士河口湖町長に提出してください。

3 納税管理人

特別徴収義務者は、富士河口湖町内に住所又は事務所(以下「住所等」といいます。)を有していない場合は、原則として、町内に住所等を有する者を代理人として申告し、納税に関する一切の事務を処理させる必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

(1) 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは富士河口湖町税務課までお問い合わせください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人(変更・異動)申告(申請)書
②	納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書、個人の場合は住民票(写しで構いません。)

(2)納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から10日を経過した日までに、その旨を申告してください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人(変更・異動)申告(申請)書
②	新たな納税管理人の住民票等の変更等が確認できる書類(写)

第 6 章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
税の名称表示は、富士河口湖町で定めた表記で統一してください。

日本語	宿泊税
英語	Accommodation Tax
中国語(簡体字)	住宿费
中国語(繁体字)	住宿稅
韓国語	숙박세

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

例1 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

《合計の内訳に宿泊税を計上する場合》

《宿泊税を別に計上する場合》

領収書		
○○号室 人数1名		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	入湯税	150 円
	宿泊税	200 円
	合 計	11,350 円
○月○日 富士河口湖町○○△△番地 ○○○旅館		
印 紙	受領印	

領収書		
○○号室 人数1名		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	入湯税	150 円
	合 計	11,350 円
上記のほか、宿泊税額 200 円を徴収しました。		
○月○日 富士河口湖町○○△△番地 ○○○旅館		
印 紙	受領印	

例2 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇 〇〇 様 〇〇号室 人数1名		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,350 円
	合 計	11,350 円
上記金額には、消費税等 1000 円、入湯税額 150 円 及び宿泊税額 200 円が含まれております。		
〇月〇日 富士河口湖町〇〇△△番地 〇〇〇旅館		
印 紙		受領印

2 電子申告

宿泊税は窓口提出のほか、「^{エルタックス}地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用したインターネットによる申告・納入(電子申告等)に対応する予定です。

eLTAXによる電子申告等を利用する場合には、利用者ID及び電子証明書の取得が必要となります。詳細については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点等がある場合は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

- eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
- eLTAXヘルプデスク 【TEL】 0570-081459

3 システム改修補助金

(1)交付の目的

特別徴収を行うにあたって必要となる宿泊システムやレジシステムへの改修やハードウェア又はソフトウェアを追加で購入する必要がある場合にその負担を軽減することを目的とします。

(2)交付対象者

宿泊税条例第8条1項に規定する特別徴収義務者として登録することを町長に申告し、補助金交付申請書を提出後に対象となる改修事業に着手したもの。

(3)補助率及び補助金額の上限

補助率 10/10、最大 50 万円を上限とします。

(4)請求期限

改修事業を完了し、令和 9 年 3 月 31 日までに実績報告書を提出すること

※本補助金については令和 9 年度以降実施する予定はありません。

4 特別徴収事業者奨励金(仮称)

(1)交付の目的

特別徴収による事務負担を考慮し、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し奨励金を交付するものです。

(2)交付対象者

前年度の4月1日から3月末日まで(以下「算定対象期間」という。)に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者となります。よって交付開始は令和10年度からとなります。

(3)奨励金の額

期限内に納入した宿泊税本税の合計額に1000分の30を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を交付金の額とします。

ただし、計算後の交付金の額が1,000円未満であるときは、1,000円を上限に申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。また、申告納入した宿泊税の合計額が1,000円未満であるときは、申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

算定対象期間において、過誤納金の還付、充当又は修正申告等により税額更正しときは、特別徴収義務者が算定対象期間に申告納入した宿泊税額にこれらに係る額を加算し、又は控除します。

なお、令和 10 年度～令和 14 年度に交付する奨励金(仮称)については制度導入・周知によって事業者の皆様にご負担が生じると考えられることから合計額に乘じる率を

1000 分の 35 とします。

- 1 「提出年月日」欄
 - ・ 申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送年月日を記入してください。)
- 2 「申告者(特別徴収義務者)」欄
 - ・ 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者について、個人の場合は住所、氏名、12桁の個人番号(マイナンバー)、電話番号を記入してください。
 - ・ 法人の場合は所在地、名称、13桁の法人番号、電話番号を記入してください。
 - ・ 実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。
- 3 「宿泊施設」欄
 - ・ 宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。
 - ・ 「設備の概要」欄には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の客室数、収容人数、延床面積、階層数を記入してください。
 - ・ 「経営開始(予定)日」欄には、施設の経営開始(予定)日を記入してください。
- 4 「旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出」欄
 - ・ 「経営種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に○を付けてください。
 - ・ 「許可番号(届出番号)」欄には、旅館業法の場合は、経営許可証に記載されている番号を記入してください。住宅宿泊事業法の場合は、標識に記載されている届出番号を記入してください。
- 5 「書類送付先」欄
 - ・ 富士河口湖町宿泊税担当から関係書類(納入申告書等)を送付する際、「申告者(特別徴収義務者)」欄の住所・氏名とは異なる宛先への送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。
- 6 「備考」欄
 - ・ その他、必要に応じて記入してください。(吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名等)

様式第 8 号(第 7 条関係)

宿泊税納入申告書											
						1	令和○年○月○日				
富士河口湖町長 様											
2	特別徴収義務者		住 所 (所在地) 氏名 (名称) 個人番号(法人番号) 電話番号		山梨県南都留郡富士河口湖町 船津○○○○番地○ 株式会社 河口湖宿泊観光 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 〇５５５－○○－○○○○						
富士河口湖町宿泊税条例 10 条第１項の規定により、宿泊税の納入について、次のとおり申告します。											
3	宿泊施設	所在地	富士河口湖町船津△△△番地								
		名称	河口湖■■■旅館								
		施設番号	●●●●●●●●								
4	令和○年 ○月分	区分	宿泊数(泊)			税率	税額(円)				
		課税対象				3 0 0	200 円				6 0 0 0 0
		課税対象外				5 0					
※以下は、納期特例の場合のみ使用											
	年月分	区分	宿泊数(泊)			税率	税額(円)				
		課税対象					200 円				
		課税対象外									
※以下は、納期特例の場合のみ使用											
	年月分	区分	宿泊数(泊)			税率	税額(円)				
		課税対象					200 円				
		課税対象外									
5	指定納期限		令和 ○年 ○月 ○日								
6	納入すべき金額 合計(円)								6 0 0 0 0		

注 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表)を添付してください。

1 「提出年月日」欄

- ・ 申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送年月日を記入してください。)

2 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人番号(法人番号)、電話番号を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地、名称、施設番号(町からお送りする宿泊税特別徴収義務者経営申告受理通知書または特別徴収義務者指定通知書に記載)を記入してください。

4 「宿泊月」欄

- ・ 対象となる宿泊月を記入してください。
- ・ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記入してください。特例の適用については19ページを参照してください。

「宿泊数」欄

- ・ 対象月の課税対象となる宿泊数と課税対象外の宿泊数をそれぞれ記入してください。
- ・ 「課税対象外」にあたる宿泊は次のとおりです。
 - ① 宿泊料金のかからなかった宿泊(添い寝、キャンセルなど)
 - ② 修学旅行その他学校行事による宿泊(課税免除)
 - ③ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊(課税免除)
 - ④ 上記のほか、災害その他の理由により町長が納入の免除を認めた宿泊

「税額」欄

- ・ 課税対象宿泊数×200円(税率)した金額を記入してください。

5 「指定納期限」欄

- ・ 対象月の申告納入期限を記入してください。通常は対象となる宿泊があった月の翌月末が納入期限となりますが、月末が土日祝日となる場合や年末、申告納入期限の特例を受けている場合はこの限りではありません。詳しくは18ページを参照してください。

6 「納入すべき金額 合計」欄

- ・ 対象月の納入すべき金額(税額の合計)を記入してください。
- ・ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、各月の納入すべき金額の合計を記入してください。

(3)宿泊税月計表

宿泊税月計表

1 令和 〇年 〇月分		施設番号 2 ●●●●●●	
宿泊施設名		3 河口湖■■■旅館	
日付	4 総宿泊数	5 免除宿泊数	6 課税宿泊数
1	11	0	11
2	15	0	15
3	14	0	14
4	13	0	13
5	7	0	7
6	9	0	9
7	11	0	11
8	13	0	13
9	20	20	0
10	9	0	9
11	8	0	8
12	10	0	10
13	5	0	5
14	12	0	12
15	7	0	7
16	20	0	20
17	10	0	10
18	13	0	13
19	17	15	2
20	18	15	3
21	6	0	6
22	5	0	5
23	10	0	10
24	11	0	11
25	13	0	13
26	8	0	8
27	12	0	12
28	11	0	11
29	9	0	9
30	12	0	12
31	11	0	11
計	350	50	300

1 「宿泊月」欄

- ・ 対象となる宿泊月を記入してください。

2 「施設番号」欄

- ・ 施設番号(町からお送りする宿泊税特別徴収義務者経営申告受理通知書または特別徴収義務者指定通知書に記載)を記入してください。

3 「宿泊施設名」欄

- ・ 対象宿泊施設の名称を記入してください。

4 「総宿泊数」欄

- ・ 日ごとの総宿泊客数を記入してください。

5 「免除宿泊数」欄

- ・ 宿泊税の免除対象となる宿泊数を記入してください。なお、この欄の合計は、宿泊税納入申告書の「課税対象外」欄の数字と宿泊数と一致させてください。

6 「課税宿泊数」欄

- ・ 「総宿泊客数」から「免除宿泊客数」を差し引き、宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、この欄の合計は、宿泊税納入申告書の「課税対象」の数字と一致させてください。

※提出の前に最下部の「計」欄の数字が月初から末日までの4, 5, 6の客数の合計となっているか確認をお願いします。

※宿泊税月計表は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※申告納入期限の特例の適用を受けている場合でも、宿泊月ごとに月計表を作成してください。

※1月を通して「総宿泊客数」と「免除宿泊客数」が同数となり徴収すべき宿泊税が発生していなくても提出をお願いいたします。

[illegible]

- 1 「提出年月日」欄
 - ・ 申請書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送年月日を記入してください。)
- 2 「特別徴収義務者」欄
 - ・ 特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人番号(法人番号)、電話番号を記入してください。
- 3 「宿泊施設名」欄
 - ・ 宿泊施設の名称を記入してください。
- 4 「施設番号」欄
 - ・ 宿泊施設の施設番号(町からお送りする宿泊税特別徴収義務者経営申告受理通知書または特別徴収義務者指定通知書に記載)を記入してください。
- 5 「変更項目」欄
 - ・ 「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」の各項目の中で変更(異動)のあった項目に✓を付けてください。該当する項目がない場合は、「その他」に✓を付け、変更内容をカッコ内に記入してください。
 - ・ 複数の項目に変更があった場合は、該当項目すべてに✓を付けてください。

【例】 特別徴収義務者及び書類送付先住所に変更があった場合

⇒ 「宿泊施設・旅館業法等の許可等について」、「書類送付先」の両方に✓を付けてください。
- 6 「変更年月日」欄
 - ・ 変更のあった年月日を記入してください。
- 7 「変更前」欄
 - ・ 変更前の内容を具体的に記入してください。
 - ・ 変更内容が複数ある場合は、それぞれの項目に変更前の内容を記入してください。
- 8 「変更後」欄
 - ・ 変更後の内容を具体的に記入してください。
 - ・ 変更内容が複数ある場合は、それぞれの項目に変更後の内容を記入してください。

(5) 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書

様式第5号(第5条関係)

宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書		
		1 令和○年○月○日
富士河口湖町長 様		
2	特別徴収義務者	住 所 山梨県南都留郡富士河口湖町 (所在地) 船津○○○○番地○ 氏 名 株式会社 河口湖宿泊観光 (名称) 個人番号(法人番号) ○○○○○○○○○○○○ 電 話 番 号 0555-○○-○○○○
富士河口湖町宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、宿泊施設の経営の休止及び再開又は廃止について、次のとおり届け出ます。		
3	宿泊施設	所在地 富士河口湖町船津△△番地 名 称 河口湖■■■■旅館 施設番号 ●●●●
	申告区分	☒ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止
	休止(予定)期間	令和○年 ○月 ○日 から 令和○年 ○月 ○日まで ☐ 再開日未定
6	再開又は廃止の日	年 月 日
7	休止又は廃止の理由	施設改修工事のため

注 休止の届出の際、再開日が未定である場合、又は届出後に変更となった場合には、再開時にも必ず再開の届出書を提出してください。

- 1 「提出年月日」欄
 - ・ 申請書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送年月日を記入してください。)
- 2 「特別徴収義務者」欄
 - ・ 特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人番号(法人番号)、電話番号を記入してください。
- 3 「宿泊施設」欄
 - ・ 宿泊施設の所在地、名称、施設番号(町からお送りする宿泊税特別徴収義務者経営申告受理通知書または特別徴収義務者指定通知書に記載)を記入してください。
- 4 「申告区分」欄
 - ・ 該当する項目に✓を記入してください。
- 5 「休止(予定)期間」欄
 - ・ 「休止」の届出を行う場合に、本欄に休止の(予定)期間を記入してください。
 - ・ 再開時期を定めずに経営を休止する場合は、休止開始日のみ記入してください。

※休止の届出を行った場合、経営再開時にも必ず「再開」の届出を行ってください。
- 6 「再開又は廃止の日」欄
 - ・ 「再開」又は「廃止」の届出を行う場合に、本欄に再開又は廃止の年月日を記入してください。
- 7 「休止又は廃止の理由」欄
 - ・ 「休止」又は「廃止」の届出を行う場合に、本欄にその理由を具体的に記入してください。

(6) 宿泊税納入期限等特例承認申請書

様式第 11 号(第 8 条関係)

宿泊税納入期限等特例承認申請書				
				1 令和〇年〇月〇日
富士河口湖町長様				
2	特別徴収義務者	住所 (所在地) 氏名 (名称) 個人番号(法人番号) 電話番号	山梨県南都留郡富士河口湖町 船津〇〇〇番地〇 株式会社 河口湖宿泊観光 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 0555-〇〇-〇〇〇〇	
富士河口湖町宿泊税条例施行規則第8条第2項の規定により、宿泊税の納入申告書の提出及び納入の期限に係る特例の承認について、次のとおり申請します。				
3	宿泊施設	所在地	富士河口湖町船津△△△番地	
		名称	河口湖■■■旅館	
		経営開始日	令和 〇年 〇月 〇日	施設番号 ■■■■■■
4	件適用期間	令和 〇年 〇月 から 令和 〇年 〇月		
5	対象期間の宿泊税の納入すべき金額	■■■■, ■■■ 円		
6	富士河口湖町宿泊税条例第10条3項の規定による承認の取消の有無	有 (年 月 日取消し) ・ 無		
7	対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、下申告加算金又は重加算金の決定の有無	有 (年 月 日決定) ・ 無		
8	町税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無		
9	宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産状況その他の事情	有 ・ 無		

注「要件適用期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前 12 か月間をいいます

- 1 「提出年月日」欄
 - ・ 申請書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送年月日を記入してください。)
- 2 「特別徴収義務者」欄
 - ・ 特別徴収義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、個人番号(法人番号)、電話番号を記入してください。
- 3 「宿泊施設」欄
 - ・ 宿泊施設の所在地、名称、経営開始年月日、施設番号を記入してください。
- 4 「要件適用期間」欄
 - ・ この申請書を提出する月の属する月の前12か月間を記入してください。

※令和9年7月1日から令和10年3月31日までに申請する場合は、申請月の前3か月間を記入してください。

【例1】令和9年8月に提出する場合⇒令和9年5月から令和9年7月(3か月間)

【例2】令和10年11月に提出する場合⇒令和9年11月から令和10年10月(12か月間)
- 5 「対象期間の宿泊税の納入すべき金額」欄
 - ・ 対象期間において納入すべき金額宿泊税額の合計額を記入してください。
 - ・ この金額が120万円(令和10年3月31日までに申請の場合は30万円)を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。
- 6 「富士河口湖町宿泊税条例第10条第3条の規定による承認の取消の有無」欄
 - ・ 過去に申告納入期限の特例の適用の取消しを受けている場合は、「有」に○を付け、取消年月日を記入してください。過去に適用の取消しを受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
 - ・ 取消しの日から1年を経過していない場合は特例の承認を受けることはできません。
- 7 「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定の有無」欄
 - ・ 対象期間において過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合は、「有」に○を付け、決定年月日を記入してください。受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
 - ・ 加算金額等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。
- 8 「町税に係る徴収金の滞納」欄
 - ・ 対象期間において町税(宿泊税に限られません)の滞納がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。
 - ・ 町税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。
- 9 「宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産の状況その他の事情」欄
 - ・ 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。
 - ・ 宿泊税の徴収の確保に支障がある場合は、特例の承認を受けることはできません。

5 申請書等の提出先・お問い合わせ先

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

富士河口湖町役場 税務課収納係

TEL 0555-72-1113

FAX 0555-72-6027

メール zeimu@town.fujikawaguchiko.lg.jp

6 広報物

宿泊客のみなさまへの周知用に宿泊税に係るポスター、チラシ、リーフレットを作成する予定です。必要な方は町役場税務課までご連絡ください。チラシデータのみ町公式ホームページで公開する予定です。